

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																																																
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第1節 通則</p> <p>（協定税率を適用する国）</p> <p>3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th><th>国定税率</th><th>協定税率</th><th>便益税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>（ヨーロッパ州）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td><u>北マケドニア</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td>（北アメリカ州）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td><u>米領バージン諸島</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> <tr> <td><u>英領バージン諸島</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr> </tbody> </table> <p>（注1）及び（注2） （省略）</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（変更の届出及び適用届出書の提出手続等）</p> <p>7の9-4 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の変更の手続及び規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第7項の規定に基づく適用届出書の提出の手続等については、次による。</p> <p>（1）～（3） （省略）</p> <p><u>（4） 適用届出書の提出</u></p> <p>規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第</p>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（ヨーロッパ州）				（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	<u>北マケドニア</u>		○		（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（北アメリカ州）				（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	<u>米領バージン諸島</u>		○		（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	<u>英領バージン諸島</u>		○		（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第1節 通則</p> <p>（協定税率を適用する国）</p> <p>3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p> <p>我が国の税率適用状況表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th><th>国定税率</th><th>協定税率</th><th>便益税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>（ヨーロッパ州）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td><u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td>（北アメリカ州）</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td><u>米領ヴァージン諸島</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> <tr> <td><u>英領ヴァージン諸島</u></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr> </tbody> </table> <p>（注1）及び（注2） （同左）</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（変更の届出手続等）</p> <p>7の9-4 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の変更の手続等については、次による。</p> <p>（1）～（3） （同左）</p> <p>（新規）</p>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	（同左）	（同左）	（同左）	（同左）	（ヨーロッパ州）				（同左）	（同左）	（同左）	（同左）	<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>		○		（同左）	（同左）	（同左）	（同左）	（北アメリカ州）				（同左）	（同左）	（同左）	（同左）	<u>米領ヴァージン諸島</u>		○		（同左）	（同左）	（同左）	（同左）	<u>英領ヴァージン諸島</u>		○		（同左）	（同左）	（同左）	（同左）
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率																																																																																														
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）																																																																																														
（ヨーロッパ州）																																																																																																	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）																																																																																														
<u>北マケドニア</u>		○																																																																																															
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）																																																																																														
（北アメリカ州）																																																																																																	
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）																																																																																														
<u>米領バージン諸島</u>		○																																																																																															
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）																																																																																														
<u>英領バージン諸島</u>		○																																																																																															
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）																																																																																														
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率																																																																																														
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）																																																																																														
（ヨーロッパ州）																																																																																																	
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）																																																																																														
<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>		○																																																																																															
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）																																																																																														
（北アメリカ州）																																																																																																	
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）																																																																																														
<u>米領ヴァージン諸島</u>		○																																																																																															
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）																																																																																														
<u>英領ヴァージン諸島</u>		○																																																																																															
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）																																																																																														

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>7項の規定に基づき、関税関係書類の電磁的記録による保存等の承認を受けている特例輸入者が行う適用届出書の提出は、「<u>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書</u>」(C-9345) 2通(原本、届出者用)を担当税關の特例輸入担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その適用届出書を速やかに本關の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、既に承認を受けている装置以外を使用し、規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第7項に規定する「<u>過去分重要書類</u>」に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合であって、当該装置の概要を適用届出書に記載した場合、上記(1)の「<u>変更の届出書</u>」を改めて提出する必要はない。</p> <p>(5) <u>適用届出書の記載事項</u></p> <p>規則第1条の4において準用する電子帳簿保存法施行規則第3条第7項第3号に規定する「<u>その他参考となるべき事項</u>」としては、国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書の提出の有無、適用届出書を提出している場合には、その適用届出書に係る提出年月日、主な書類の種類名称及び所轄税務署長等を記載させる。</p> <p>(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)</p> <p>7の9-5 特例輸入者に係る電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム(以下この節において「COM」という。)による保存に変更しようとする場合の手続等は、次による。</p> <p>(1) 承認申請書の提出</p> <p>電子帳簿保存法第9条《電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用》の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けている関税関係帳簿書類について、電磁的記録による保存をCOMによる保存に変更しようとする場合は、「<u>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書</u>」(C-9320)(以下この項において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、担当税關の<u>特例輸入担当部門</u>に提出する</p>	<p>(新規)</p> <p>(電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続)</p> <p>7の9-5 特例輸入者に係る電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム(以下この節において「COM」という。)による保存に変更しようとする場合の手続等は、次による。</p> <p>(1) 承認申請書の提出</p> <p>電子帳簿保存法第9条《電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用》の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けている関税関係帳簿書類について、電磁的記録による保存をCOMによる保存に変更しようとする場合は、「<u>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書</u>」(C-9320)(以下この項において「承認申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、担当税關の<u>特例申告担当統括官</u>に提出す</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ことにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第6章 通 関 第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p>67の8-2 特定輸出者が法第67条の8第2項の規定において準用する電子帳簿保存法の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく帳簿書類の保存を行う場合の取扱いについては、前記7の9-2から7の9-8まで（承認申請手続等・取りやめの届出手続等・変更の届出及び適用届出書の提出手続等・電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続・承認の取消し等・COMによる保存等の取扱い・新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）の規定に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>ことにより行わせる。ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>第6章 通 関 第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>(特例輸入者に関する規定の準用)</p> <p>67の8-2 特定輸出者が法第67条の8第2項の規定において準用する電子帳簿保存法の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく帳簿書類の保存を行う場合の取扱いについては、前記7の9-2から7の9-8まで（承認申請手続等・取りやめの届出手続等・変更の届出手続等・電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続・承認の取消し等・COMによる保存等の取扱い・新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）の規定に準じて取り扱うものとする。</p>
<p>第2節 特殊輸出通關</p> <p>(少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>67-2-2 少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告については、次による。ただし、輸出申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 少額貨物簡易通關扱いをする貨物が、外務省から在外公館あてに送付する公用品（<u>外務省大臣官房在外公館課長</u>の発信する在外公館公用品証明書が添付されているものに限る。）である場合の輸出申告については、次による。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>(3) 少額貨物簡易通關扱いをする貨物が、定率法第16条第1項第1号から第4号までに規定する外国の外交官等が輸出するものであり、その輸出者の身分が<u>外務省大臣官房儀典総括官</u>の発給した簡易通關依頼書により確認できるときは、その輸出申告について上記(2)の取扱いに</p>	<p>第2節 特殊輸出通關</p> <p>(少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告)</p> <p>67-2-2 少額貨物簡易通關扱いをする貨物の輸出申告については、次による。ただし、輸出申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 少額貨物簡易通關扱いをする貨物が、外務省から在外公館あてに送付する公用品（<u>外務大臣官房在外公館課長</u>の発信する在外公館公用品証明書が添付されているものに限る。）である場合の輸出申告については、次による。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>(3) 少額貨物簡易通關扱いをする貨物が、定率法第16条第1項第1号から第4号までに規定する外国の外交官等が輸出するものであり、その輸出者の身分が<u>外務大臣官房儀典長</u>の発給した簡易通關依頼書により確認できるときは、その輸出申告について上記(2)の取扱いに準ず</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>準ずる。</p> <p>(4) 少額貨物簡易通関扱いの適用を受けようとして申告された貨物が、検査、鑑定等の結果、前記 67-2-1 に掲げる貨物に該当しないと判断されるに至ったときは、輸出申告書に必要な事項の補足等を行わせた上、改めて一般の輸出手続をとらせる。</p> <p>第 3 節 一般輸入通関</p> <p>(誤認を生じさせる表示に該当しない表示)</p> <p>71-3-4 次のいずれかに該当する表示は原則として、「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 「<u>産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）</u>」に基づく<u>日本産業規格</u>に該当するものであることを示す特別の表示（「JIS」マーク）、「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）」に基づく日本農林規格の格付けの表示（「JAS」マーク）、「家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）」に基づく家庭用品の品質に関する表示、あるいは、業界の自主規制に基づく品質、規格等に関する表示（例えば、日本玩具協会の玩具安全マーク（「ST」マーク））が表示されている場合。</p> <p>ただし、前記 71-3-3(1)ロ(ロ)に該当する場合はこの限りではない（例えば、家庭用品品質表示法に基づく表示者（本邦法人名）が表示されている場合。）。</p> <p>第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 2 ～69 の 10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「<u>知的財産</u>」 知的財産権並びに不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 17 号若しくは第 18 号に規定する技術的</p>	<p>る。</p> <p>(4) 少額貨物簡易通関扱いの適用を受けようとして申告された貨物が、検査、鑑定等の結果、前記 67-2-1 に掲げる貨物に該当しないと判断されるに至ったときは、輸出申告書に必要な事項の補足等を行わせた上、改めて一般の輸出手続をとらせる。</p> <p>第 3 節 一般輸入通關</p> <p>(誤認を生じさせる表示に該当しない表示)</p> <p>71-3-4 次のいずれかに該当する表示は原則として、「誤認を生じさせる表示」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 「<u>工業標準化法（昭和 28 年法律第 185 号）</u>」に基づく<u>日本工業規格</u>に該当するものであることを示す特別の表示（「JIS」マーク）、「農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）」に基づく日本農林規格の格付けの表示（「JAS」マーク）、「家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）」に基づく家庭用品の品質に関する表示、あるいは、業界の自主規制に基づく品質、規格等に関する表示（例えば、日本玩具協会の玩具安全マーク（「ST」マーク））が表示されている場合。</p> <p>ただし、前記 71-3-3(1)ロ(ロ)に該当する場合はこの限りではない（例えば、家庭用品品質表示法に基づく表示者（本邦法人名）が表示されている場合。）。</p> <p>第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69 の 2 ～69 の 10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「<u>知的財産</u>」 知的財産権並びに不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号（（定義））に規定する商品等表示、同項第 3 号に規定する商品の形態又は同項第 11 号若しくは第 12 号に規定する技術的</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の3に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3)～(19) (省略)</p> <p>（各種通知書等の送付）</p> <p>69の2～69の10-2 各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通知書様式中の文字の消込み 複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込み、又は電子媒体上削除して使用する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>（取締対象貨物及び貨物に関する情報収集）</p> <p>69の2-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行い、必要に応じて貨物に関する情報収集を行うこととする。</p> <p>(1) 重点的に審査等を行う貨物</p> <p>イ 輸出差止申立てが受理されたもの</p> <p>ロ その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</p> <p>(2) 貨物に関する情報収集 上記(1)に規定する貨物に該当するかの否かの判断に際して、必要な情報収集を行う場合の留意点等は、次の通りである。</p> <p>イ 情報収集は、発見部門の所掌に属するものを除き、必要に応じて本関知的財産調査官と協議の上、知的財産調査官又は知的財産担当官が行うこととする。なお、知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署にあっては、原則として本関知的財産調</p>	<p>制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の3に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3)～(19) (同左)</p> <p>（各種通知書等の送付）</p> <p>69の2～69の10-2 各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通知書様式中の文字の消込み 複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込んで使用して差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>（取締対象貨物）</p> <p>69の2-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行うこととする。</p> <p>(1) 輸出差止申立てが受理されたもの</p> <p>(2) その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>査官が行うこととする。</p> <p>口 <u>情報収集の際には、当該貨物に係る個別具体的な情報が了知されないよう十分留意することとする。</u></p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の2-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあっては、口からワまでの事務に限る。）</p> <p>イ (省略)</p> <p>口 <u>侵害物品の疑いがあるとの判断に際して必要な情報の収集</u></p> <p><u>ハ 認定手続及び疑義貨物に対する調査等</u></p> <p><u>三～カ</u> (省略)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからワまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の口からワまでの事務を処理させる。</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) <u>特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権について</u>は、業として輸出されるものでないもの</p>	<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の2-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあっては、口からヲまでの事務に限る。）</p> <p>イ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>口 <u>認定手続</u></p> <p><u>ハ～ワ</u> (同左)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからヲまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の口からヲまでの事務を処理させる。</p> <p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) 業として輸出されるものでないもの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの</p> <p>（注）上記(1)及び(2)における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p> <p>69の3-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 実用新案権に係る留意点</p> <p>実用新案権については、後記69の4-3の(2)のイの(ロ)の②に規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。</p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69の3-1-2 法第69条の3第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第3項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出者等への認定手続開始通知</p> <p>輸出者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸出者用）」（C-5610）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認</p>	<p>(新規)</p> <p>（注）「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p> <p>69の3-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 実用新案権に係る留意点</p> <p>実用新案権のうち後記69の4-3の(2)のイの(ロ)に定めるものについては、同項の(2)のイの(ロ)の②の警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。</p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69の3-1-2 法第69条の3第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第3項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出者等への認定手続開始通知</p> <p>輸出者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸出者用）」（C-5610）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定手続開始通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5610-1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）」（C-5612）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5612-1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」」という。）を交付することにより行う。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸出者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5631）により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日</u>（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸出者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室（以下「経産省知財室」という。）に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5632）により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日</u>（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期</p>	<p>定手続開始通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5610-1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）」（C-5612）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5612-1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」」という。）を交付することにより行う。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69 の 3-2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸出者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5631）により 5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸出者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経済産業省経済産業政策局知的財産政策室（以下「経産省知財室」という。）に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5632）により 5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸出者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5631）により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日</u>（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸出者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日</u>（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害</p>	<p>る機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸出者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5631）により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸出者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(八) (省略)</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>(注 1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 <u>17</u> 号に規定する技術的制限手段 (省略)</p> <p>⑤ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 <u>18</u> 号に規定する技術的制限手段 (省略)</p> <p>⑥ (省略) (省略)</p> <p>(注 2) (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。</p> <p>(八) (同左)</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）</p> <p>69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>(注 1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条）。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 <u>11</u> 号に規定する技術的制限手段 (同左)</p> <p>⑤ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 <u>12</u> 号に規定する技術的制限手段 (同左)</p> <p>⑥ (同左) (同左)</p> <p>(注 2) (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>（1）税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>なお、申立審査通達の第2章において準用する第1章の3の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 「知的財産の内容」権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 不正競争防止法</p> <p>（イ）及び（ロ） (省略)</p> <p>（ハ） 同法第2条第1項第<u>17</u>号又は第<u>18</u>号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段</p> <p>③～⑥ (省略)</p> <p>（2）及び（3） (省略)</p> <p>（4）利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 意見書提出期限の延長</p> <p>上記（1）の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると</p>	<p>（輸出差止申立ての受理前の公表等）</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>（1）税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>なお、申立審査通達の第2章において準用する第1章の3の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 「知的財産の内容」権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 不正競争防止法</p> <p>（イ）及び（ロ） (同左)</p> <p>（ハ） 同法第2条第1項第<u>11</u>号又は第<u>12</u>号の場合 経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段</p> <p>③～⑥ (同左)</p> <p>（2）及び（3） (同左)</p> <p>（4）利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (同左)</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認められる場合に限り、適當と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。</p> <p>ハ 利害関係者からの補正意見書の提出 上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合は、税関ホームページで明示した公表日から起算して 25 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日までに補正意見書を提出することができる。 ただし、当該利害関係者が補正意見書を提出する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。</p>	<p>口 利害関係者からの補正意見書の提出 上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合は、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第 3 章において準用する第 1 章の 3 の(4)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、税関ホームページで明示した公表日から起算して 25 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日）までに補正意見書を提出することができる。 (新規)</p>
<p>二 添付資料等の追加資料等の求め 利害関係者から提出された意見書について、次の(イ)又は(ロ)に該当することが明らかである場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、追加資料等の提出等を求めることができるものとする。 なお、追加資料等の提出等を求める場合には、必要な調査期間等を勘案して適當と認める期限を付しておくものとする。</p> <p>(イ) 必要な資料等が不足していると認められる場合 (ロ) 意見書の内容が明確でないと認められる場合</p> <p>(5) (省略)</p> <p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 4-7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第 3 章において準用する第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p>	<p>(5) (同左)</p> <p>（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）</p> <p>69 の 4-7 申立先税関は、以下により輸出差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p> <p>(1) 申立先税関は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(3)に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申立ての受理又は不受理の決定は、「専門委員制度運用通達」の第 3 章において準用する第 1 章の 12 の規定によるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6－1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要件</p> <p>法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2)～(9) (省略)</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続）</p> <p>69 の 7－2</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合は、あらかじめ「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」(C-5748) 並びに上記(1)で予定している「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸出者等に送付し、<u>当該通知の日付の日の翌日から起算して 5 日以内の期限</u>を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(9) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び不正競争差止</p>	<p>(2)～(5) (同左)</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 6－1 法第 69 条の 6（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要求</p> <p>法第 69 条の 6 第 1 項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続）</p> <p>69 の 7－2</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合は、あらかじめ「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」(C-5748) 並びに上記(1)で予定している「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸出者等に送付し、5 日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>(9) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び不正競争差止</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5751）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、<u>当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限</u>を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</p> <p>(10) (省略)</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）<u>請求</u>ができる期間の延長）</p> <p>69の7-3 法第69条の7第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の3第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸出者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5753）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69の7-5</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」（C-5718）並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸出者等に送付し、<u>当該通知の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限</u>を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p>	<p>請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5751）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</p> <p>(10) (同左)</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）ができる期間の延長）</p> <p>69の7-3 法第69条の7第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の3第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して5日以内に、輸出者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5753）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69の7-5</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」（C-5718）並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸出者等に送付し、5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(3)～(8) (省略)	(3)～(8) 同左)
(9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(C-5724)により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、 <u>当該通知書の日付の日の翌日から起算して 5 日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</u>	(9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(C-5724)により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5 日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。
(10) (省略)	(10) (同左)
（特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長）	（特許庁長官意見照会ができる期間の延長）
69 の 7-6 法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 10 日経過日までの期間の同項に規定する 20 日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸出差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第 69 条の 3 第 1 項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸出者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(C-5728)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。	69 の 7-6 法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 10 日経過日までの期間の同項に規定する 20 日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸出差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第 69 条の 3 第 1 項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して 5 日以内に、輸出者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(C-5728)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。
（農林水産大臣意見照会手続等）	（農林水産大臣意見照会手続等）
69 の 8-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。	69 の 8-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。
(1) 法第 69 条の 8 第 1 項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、 <u>育成者権者</u> と輸出者の主張が対立した場合又は税關において DNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号）第 2 条（加工品）に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。	(1) 法第 69 条の 8 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、 <u>申立人</u> と輸出者の主張が対立した場合又は税關において DNA 鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA 鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号）第 2 条（加工品）に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(C-5730)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、<u>育成者権者</u>から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)、これら以外の資料で輸出差止申立て時の提出資料の写し(申立てが受理されている場合に限る。)並びに<u>育成者権者</u>及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(C-5734)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として<u>当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内に限り</u>当該育成者権者及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等)</p> <p>69 の8-2 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の8第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、<u>不正競争差止請求権者</u>と輸出者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5738)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経</p>	<p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」(C-5730)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、<u>申立人</u>から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)、これら以外の資料で輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに<u>申立人</u>及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」(C-5734)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等)</p> <p>69 の8-2 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の8第1項<u>((農林水産大臣等に対する意見の求め))</u>に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、<u>申立人</u>と輸出者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5738)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時の提出資料の写し（<u>申立てが受理されている場合に限る</u>。）並びに<u>不正競争差止請求権者</u>及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。なお、不正競争防止法第2条第1項第17号及び第18号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5742)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として当該通知書の日付の<u>翌日から起算して5日以内に限り当該不正競争差止請求権者</u>及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>（通関解放手続）</p> <p>69の10-1</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第69条の7第1項に規定する通知日を把握した後速やかに、輸出者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5758)により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記69の7-3又は69の7-6の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに<u>申立人</u>及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。なお、不正競争防止法第2条第1項第11号及び第12号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に対する絏済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「絏済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5742)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該<u>申立人</u>及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>（通關解放手續）</p> <p>69の10-1</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第69条の7第1項に規定する通知日から起算して5日以内に、輸出者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5758)により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記69の7-3又は69の7-6の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
第8節 知的財産侵害物品（輸入）	第8節 知的財産侵害物品（輸入）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（用語の定義）</p> <p>69の11～69の21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第17号若しくは第18号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の12に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3)～(22) (省略)</p> <p>（各種通知書等の送付）</p> <p>69の11～69の21-2 各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通知書様式中の文字の消込み 複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線等で消し込み、又は電子媒体上削除して使用する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>（取締対象貨物及び貨物に関する情報収集）</p> <p>69の11-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行い、必要に応じて貨物に関する情報収集を行うこととする。</p> <p>(1) <u>重点的に審査等を行う貨物</u></p> <p>イ 知的財産（回路配置利用権を除く。）</p> <p>（イ） 輸入差止申立てが受理されたもの</p> <p>（ロ） その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>69の11～69の21-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第11号若しくは第12号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の12に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p> <p>(3)～(22) (同左)</p> <p>（各種通知書等の送付）</p> <p>69の11～69の21-2 各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通知書様式中の文字の消込み 複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込んで使用する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>（取締対象貨物）</p> <p>69の11-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行うこととする。</p> <p>(1) 知的財産（回路配置利用権を除く。）</p> <p>イ 輸入差止申立てが受理されたもの</p> <p>ロ その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>□ <u>回路配置利用権</u></p> <p>　(1) <u>輸入差止情報提供のあったもの</u></p> <p>　(2) <u>その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</u></p> <p>(2) <u>貨物に関する情報収集</u></p> <p>　上記(1)に規定する貨物に該当するかの否かの判断に際して、必要な情報収集を行う場合の留意点等は、次の通りである。</p> <p>イ <u>情報収集は、発見部門の所掌に属するものを除き、必要に応じて本関知的財産調査官と協議の上、知的財産調査官又は知的財産担当官が行うこととする。なお、知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署にあっては、原則として本関知的財産調査官が行うこととする。</u></p> <p>ロ <u>情報収集の際には、当該貨物に係る個別具体的な情報が了知されないよう十分留意することとする。</u></p>	<p>(2) <u>回路配置利用権</u></p> <p>　(1) <u>輸入差止情報提供のあったもの</u></p> <p>　(2) <u>その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</u></p> <p>(新規)</p>
<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の11-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあっては、ハからヨまでの事務に限る。）</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ <u>侵害物品の疑いがあるとの判断に際して必要な情報の収集</u></p> <p>三 <u>認定手続及び疑義貨物に対する調査等</u></p> <p>ホ～タ（省略）</p> <p>(2) <u>総括知的財産調査官</u></p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからヨまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p> <p>(3) <u>知的財産担当官</u></p>	<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>69の11-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官（署所知的財産調査官にあっては、ハからカまでの事務に限る。）</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>(新規)</p> <p>ハ <u>認定手続</u></p> <p>三～ヨ（同左）</p> <p>(2) <u>総括知的財産調査官</u></p> <p>総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからカまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。</p> <p>(3) <u>知的財産担当官</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税関長は、監視部（沖縄地区税關にあっては本關監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハから<u>ヨ</u>までの事務を処理させる。</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69 の 11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権</u>（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの</p> <p>(2) <u>商標権</u>（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの</p> <p>(3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの</p> <p>（注）上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p> <p>69 の 12-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 実用新案権に係る留意点</p>	<p>税関長は、監視部（沖縄地区税關にあっては本關監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハから<u>カ</u>までの事務を処理させる。</p> <p>（知的財産の侵害とはならない物品）</p> <p>69 の 11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) <u>下記(2)以外の知的財産権</u>については、業として輸入されるものでないもの</p> <p>（新規）</p> <p>(2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの</p> <p>（注）上記(1)における「業として」又は上記(2)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(3)～(7) (同左)</p> <p>（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）</p> <p>69 の 12-1-1 侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 実用新案権に係る留意点</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>実用新案権については、<u>後記 69 の 13-3 の (2)のイの(ロ)の②に規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする</u>ので留意する。</p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69 の 12-1-2 法第 69 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>（1）通常の認定手続</p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知</p> <p>輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C-5810）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5810-1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）」（C-5812）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5812-1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」」という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>（2）及び（3） （省略）</p> <p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69 の 12-1-3 前記 69 の 12-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>（1）及び（2） （省略）</p> <p>（3）回答期限の延長</p> <p>上記（1）又は（2）の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し</p>	<p>実用新案権のうち<u>後記 69 の 13-3 の(2)のイの(ロ)に定めるもの</u>については、<u>同項の(2)のイの(ロ)の②の警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないもの</u>とするので留意する。</p> <p>（認定手続開始通知）</p> <p>69 の 12-1-2 法第 69 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第 3 項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>（1）通常の認定手続</p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知</p> <p>輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C-5810）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5810-1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）」（C-5812）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5812-1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」」という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>（2）及び（3） （同左）</p> <p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69 の 12-1-3 前記 69 の 12-1-2 の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第 69 条の 12 第 1 項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>（1）及び（2） （同左）</p> <p>（3）回答期限の延長</p> <p>上記（1）又は（2）の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>支えない。</p> <p>また、後記69の16-1に規定する見本検査承認申請と併せて回答期限延長の申出が書面により提出された場合は、見本検査に必要な期間等を考慮して適當と認める期限延長を認めて差し支えない。</p> <p>なお、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求ることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u>以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から</u></p>	<p>支えない。</p> <p>この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害の疑いのある部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求ることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C-5832）により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u>以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により、<u>当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）</u>以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知</p>	<p>い。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 侵害部分の切除等の修正</p> <p>(イ) 保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めるここととし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C-5831）により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。</p> <p>(ロ) 輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(八) (省略)</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>(注1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第3条）。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ 不正競争防止法第2条第1項第<u>17</u>号に規定する技術的制限手段</p> <p>(省略)</p> <p>⑤ 不正競争防止法第2条第1項第<u>18</u>号に規定する技術的制限手段</p> <p>(省略)</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(注2) (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13-6 前記 69 の 13-2 の規定に基づき提出された「輸入差止申</p>	<p>物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。</p> <p>(八) (同左)</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>(4)～(6) (同左)</p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 知的財産の内容を証する書類</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。</p> <p>(注1) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第3条）。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 不正競争防止法第2条第1項第<u>11</u>号に規定する技術的制限手段</p> <p>(同左)</p> <p>⑤ 不正競争防止法第2条第1項第<u>12</u>号に規定する技術的制限手段</p> <p>(同左)</p> <p>⑥ (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(注2) (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13-6 前記 69 の 13-2 の規定に基づき提出された「輸入差止申</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。なお、申立審査通達の第1章の3の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 「知的財産の内容」権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 不正競争防止法</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 同法第2条第1項第17号又は第18号の場合 経済産業大臣 申立時意見書に記載されている技術的制限手段</p> <p>③～⑥ (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 意見書提出期限の延長</p> <p>上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、適当と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。</p> <p>ハ 利害関係者からの補正意見書の提出</p>	<p>立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。なお、申立審査通達の第1章の3の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 「知的財産の内容」権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 不正競争防止法</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 同法第2条第1項第11号又は第12号の場合 経済産業大臣 申立時意見書に記載されている技術的制限手段</p> <p>③～⑥ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p> <p>イ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>ロ 利害関係者からの補正意見書の提出</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した公表日から起算して 25 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日までに補正意見書を提出することができる。</p> <p><u>ただし、当該利害関係者が補正意見書を提出する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。</u></p> <p><u>二 添付資料等の追加資料等の求め</u></p> <p><u>利害関係者から提出された意見書について、次の(イ)又は(ロ)に該当することが明らかである場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、追加資料等の提出等を求めることができるものとする。</u></p> <p><u>なお、追加資料等の提出等を求める場合には、必要な調査期間等を勘案して適当と認める期限を付しておくものとする。</u></p> <p><u>(イ) 必要な資料等が不足していると認められる場合</u></p> <p><u>(ロ) 意見書の内容が明確でないと認められる場合</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要件</p> <p>法第69条の15第1項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2)～(9) (省略)</p>	<p>上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から補正意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、<u>税関ホームページで明示した提出期限の翌日から 5 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（専門委員制度運用通達の第1章の3の(4)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、税関ホームページで明示した公表日から起算して 25 日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日）</u>までに補正意見書を提出することができる。</p> <p>（新規）</p> <p>(5) (同左)</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要求</p> <p>法第69条の15第1項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（見本検査に係る供託等）</p> <p>69の16-3 法第69条の16第5項において準用する法第69条の15の規定の適用については次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。<u>ただし、当該見本検査に係る疑義貨物が、過去に供託を行った物品と同一と認められる場合であって、供託額が同程度であると見込まれるときは、協議を省略して差し支えない。</u></p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>(4) （省略）</p>	<p>（見本検査に係る供託等）</p> <p>69の16-3 法第69条の16第5項（（見本検査に係る供託等））において準用する法第69条の15（（申立てに係る供託等））の規定の適用については次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。</p>
<p>（見本検査の立会い）</p> <p>69の16-4</p> <p>(1) 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査には、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。</p> <p>(2) 法第69条の16第6項の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」（C-5912）を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。<u>なお、前記69の16-1(3)の規定により承認された見本検査に、輸入者等が自らの都合により立ち会うことができない場合であっても、当該承認内容の変更は行わないこととする。</u></p>	<p>（見本検査の立会い）</p> <p>69の16-4 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査には、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。<u>なお、法第69条の16第6項（（見本検査の立会い））の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」（C-5912）を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。</u></p>
<p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続）</p> <p>69の17-2</p> <p>(1) （省略）</p>	<p>（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続）</p> <p>69の17-2</p> <p>(1) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合は、あらかじめ「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」（C-5948）並びに上記(1)で予定している「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸入者等に送付し、 <u>当該通知の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限</u> を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。	(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合は、あらかじめ「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」（C-5948）並びに上記(1)で予定している「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸入者等に送付し、5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。
(3)～(8) (省略)	(3)～(8) (同左)
(9) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5951）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、 <u>当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限</u> を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。	(9) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C-5951）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。
(10) (省略)	(10) (同左)
(経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係） <u>請求</u> ができる期間の延長)	(経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）ができる期間の延長)
69の17-3 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5953）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。	69の17-3 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して5日以内に、輸入者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5953）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69の17-5</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」(C-5918) 並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸入者等に送付し、<u>当該通知の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする</u>。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p> <p>(3)～(8) (省略)</p> <p>(9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(C-5924) により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、<u>当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする</u>。</p> <p>(10) (省略)</p> <p>（特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長）</p> <p>69の17-6 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(C-5928) により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p>	<p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69の17-5</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」(C-5918) 並びに上記(1)で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸入者等に送付し、5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。</p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>(9) 特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(C-5924) により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</p> <p>(10) (同左)</p> <p>（特許庁長官意見照会ができる期間の延長）</p> <p>69の17-6 法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して5日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(C-5928) により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p> <p>69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の18第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、<u>育成者権者</u>と輸入者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条（加工品）に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」（C-5930）に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、<u>育成者権者</u>から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し（DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等）、これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し（<u>申立てが受理されている場合に限る。</u>）並びに<u>育成者権者</u>及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」（C-5934）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として<u>当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内に限り</u>当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等）</p>	<p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p> <p>69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の18第1項（<u>農林水産大臣等に対する意見の求め</u>）に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、<u>申立人</u>と輸入者の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条（加工品）に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」（C-5930）に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、<u>申立人</u>から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し（DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等）、これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに<u>申立人</u>及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に關し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」（C-5934）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>（経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69 の 18-2 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 18 第 1 項に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、<u>不正競争差止請求権者</u>と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5938）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時の提出資料の写し（<u>申立てが受理されている場合に限る</u>。）並びに<u>不正競争差止請求権者</u>及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 17 号及び第 18 号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5942）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として<u>当該通知書の日付の日の翌日から起算して 5 日以内に限り</u>当該不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) （省略）</p> <p>（通関解放手続）</p> <p>69 の 20-1</p>	<p>69 の 18-2 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 18 第 1 項（<u>農林水産大臣等に対する意見の求め</u>）に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、<u>申立人</u>と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5938）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに<u>申立人</u>及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。なお、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号及び第 12 号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5942）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として 5 日以内に限り当該<u>申立人</u>及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) （同左）</p> <p>（通関解放手続）</p> <p>69 の 20-1</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第69条の17第1項に規定する通知日<u>を把握した後速やかに</u>、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5958)により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記69の17-3又は69の17-6の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 雜則</p> <p>(承認申請手続等)</p> <p>94-2 前記7の9-2、7の9-3、7の9-4の(1)、(2)、(4)及び(5)、7の9-5、7の9-6の(1)及び(2)、7の9-7並びに7の9-8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条の4」とあるのは「第10条」と、「新たに特例輸入者となった者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8」とあるのは「94-2において準用する7の9-8」と、「特例輸入者となった日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9-3中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第69条の17第1項に規定する通知日<u>から起算して5日以内に</u>、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5958)により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記69の17-3又は69の17-6の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第9章 雜則</p> <p>(承認申請手続等)</p> <p>94-2 前記7の9-2、7の9-3、7の9-4の(1)及び(2)、7の9-5、7の9-6の(1)及び(2)、7の9-7並びに7の9-8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「第1条の4」とあるのは「第10条」と、「新たに特例輸入者となった者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8」とあるのは「94-2において準用する7の9-8」と、「特例輸入者となった日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、7の9-3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-4中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、「<u>第1条の4</u>」とあるのは「第10条」と、「ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その適用届出書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その適用届出書の写しを送付する」と、7の9-5中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p>	<p>関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、7の9-4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9-5中「担当税関の特例輸入担当部門」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行うことができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
その輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。	